

平成23年度 事業部事業計画

1. 基本方針

司法書士の業務範囲は、国民の利便性のため、制度的にも実務的にも拡大してきた。我々は、社会的有用性を持った専門法律家として、引き続き国民の支持を維持獲得するため、司法書士業務の能力向上に努め、東日本大震災において被災した市民に対する無料法律相談、及び消費者問題対策等に積極的に取り組み、司法アクセスの向上に努める。

そして、司法書士が国民に身近な法律家として社会に貢献していくために、その求めに応じた社会的事業活動に会員全員で積極的に取り組んでいくこととする。

2. 事業項目

(1) 東日本大震災についての法律相談等

司法書士会として、東日本大震災で被災した市民に対して、無料法律相談等（電話相談や面談相談）を実施する。

また、法律相談の相手方も被災者である場合も多いと思われ、その場合には法的解釈や相談者の権利義務を伝えるのみならず、可能な範囲で円満な解決方法を示唆することも重要であり、その一つとして茨城司法書士会調停センターの活用も提案していくこととする。

(2) 司法アクセスの向上

司法書士総合相談センター茨城、及び茨城司法書士会調停センターをさらに充実させるとともに、水戸、つくば、昨年11月に立ち上げた古河に続く相談センターを立ち上げる。また、各会員の事務所の司法アクセスの向上にも努め、茨城県内の司法アクセスの向上に貢献することとする。

(3) 消費者問題への対応

消費者問題対策をさらに推進し、また自死対策・労働問題対策等新たな分野に積極的に取り組むことにより、司法書士が社会問題に対しても

有用な解決の糸口のひとつになり得るということを市民に認知してもらい、社会に貢献する。

(4) オンライン登記申請の利用促進

オンライン登記申請の利用促進を図るため、昨年度に引き続き当会会員への情報提供等をする。また、2月14日から運用開始された新たなオンライン申請システムの運用改善等を関係機関に対し要望していく。

(5) 法教育

高校や市民団体に対する法教育の出前講座等を積極的に受託し、実施する。

(6) 成年後見制度の利用推進

(公社)成年後見センター・リーガルサポート茨城支部と連携し協力し、成年後見制度の利用推進に努める。

(7) 関係団体との協力

地方公共団体、日本司法支援センター（法テラス）、消費生活相談センター、その他の団体との連携強化を図り、司法アクセスを向上させ、国民の利便性向上に貢献する。

(8) その他

司法書士業務の能力向上に努め、その他事業部に属する事業を推進する。